

国立大学法人長岡技術科学大学と独立行政法人国立高等専門学校機構

函館工業高等専門学校との学術交流に関する協定書

国立大学法人長岡技術科学大学（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校（以下「乙」という。）は、教育及び学術研究における協力関係を築き、両機関間の交流を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の密接な連携のもと、更なる発展を目指し、教育研究、地域貢献、教職員・学生の交流、国際化の推進等の多様な分野にわたって広く協力することで学術及び地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- 一 学術研究に関すること。
- 二 学生の教育研究に関すること。
- 三 研究施設・設備の相互利用に関すること。
- 四 地域貢献に関すること。
- 五 教職員の交流に関すること。
- 六 学生の交流に関すること。
- 七 国際化の推進に関すること。
- 八 その他本協定の目的を達成するため、甲及び乙が必要と認める事項

（協議）

第3条 前条に定める事項の実施に当たっては、甲乙又は甲乙の関係部局間の協議に基づき、個別に覚書を締結するものとする。

（秘密保持）

第4条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（施設の提供等）

第5条 乙は、第2条に定める事項の実施に当たっては、乙所有の施設を本連携の用に供するものとする。

2 前項に規定する施設の使用経費及び施設に搬入する甲所有の設備の搬入並びに据付け及び撤去並びに搬出に要する経費は、別に定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2022年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3か月前までに、甲と乙のいずれからも書面による解消又は変更の申出がない場合は、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 協定期間中にいずれかより解消の申し出があった場合、両者協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

（雑則）

第7条 この協定書に定めるもののほか、連携に関し必要な事項は、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各々1通を保有する。

2018年7月26日

甲 新潟県長岡市上富岡町1603番地1

国立大学法人長岡技術科学大学

学 長

東 信彦

乙 北海道函館市戸倉町14番1号

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校

校 長

但野 茂